

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考・監察会議規程

平成16年10月1日
規程第 1 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）及び国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則（平成16年基本規則第1号。以下「基本規則」という。）第9条第2項の規定に基づき、学長選考・監察会議に関し必要な事項を定める。

(権限及び審議事項)

第2条 学長選考・監察会議は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長選考規程（平成16年規程第2号。以下「学長選考規程」という。）及び国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長解任規程（平成16年規程第3号。以下「学長解任規程」という。）により、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学学長（以下「学長」という。）の選考及び文部科学大臣への学長の解任の申出を行うとともに、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学長選考規程及び学長解任規程の制定又は改廃に関する事項
- (2) 学長選考に係る基準に関する事項
- (3) 学長の任期に関する事項
- (4) 学長の業務執行状況の確認に関する事項
- (5) 法人法第10条第3項に規定する大学総括理事を置くことに関する事項
- (6) その他学長選考・監察会議に必要な事項

(組織)

第3条 学長選考・監察会議は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 基本規則第21条第3項第5号の経営協議会委員のうち経営協議会において選出された者 5人
 - (2) 基本規則第22条第3項第2号から第12号までの評議員のうち教育研究評議会において選出された者 5人
- 2 学長候補者となった委員は、審議の対象となっている期間、その議事に加わることができない。
- 3 委員の任期は、それぞれ、経営協議会委員又は評議員としての任期と同一とする。

(議長)

第4条 学長選考・監察会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 議長は、学長選考・監察会議を主宰する。

3 議長に事故があるとき又は前条第2項に該当するときは、あらかじめ議長が指名した委員が議長の職務を代行する。

(議決の方法)

第5条 学長選考・監察会議は、委員(第3条第2項の委員を除く。)の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 学長選考・監察会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、学長の解任を行う場合は、出席委員の3分の2以上をもって決する。

3 前項にかかわらず、学長選考・監察会議の議事は、学長候補者の選考を行う場合は、別に定めるところにより決する。

(意見の聴取)

第6条 議長は、必要があるときは、委員以外の者を学長選考・監察会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(職務の執行についての報告)

第7条 学長選考・監察会議は、監事から法人法第11条の2の規定による報告を受けたとき、又は学長が同法第17条第2項若しくは第3項に規定する場合に該当するおそれがあると学長選考・監察会議が認めるときは、学長に対し、職務の執行について報告を求めることができる。

2 前項の監事及び学長の報告は、書面によるものとする。

(事務)

第8条 学長選考・監察会議に関する事務は、企画・教育部企画総務課が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、学長選考・監察会議に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月15日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年7月26日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年3月11日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年1月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(改正前の規定により選出されている委員の任期)

2 この規程の施行日の前日において改正前の第3条第1項の規定により選出されている委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。